

『共同宣言連絡協議会』を開催

～ 荷役作業での労働災害防止に向けて～

筑西監督署管内では、平成 23 年 8 月 24 日、荷主団体である筑西労働基準協会と陸運事業者である陸災防筑西分会の両者において、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の構内における貨物自動車の運転者の安全対策について、共同、協力して取り組むことを旨とする共同宣言を締結しています。

労働災害は長期的には減少傾向にあります。陸上貨物運送事業については、過去 20 年間、減少傾向がみられません。

特に、荷役作業での労働災害は全国で毎年 1 万人近く発生しており、全体の 1 割近くを占めています。しかも、荷役作業での労働災害の 3 分の 2 は荷主先で発生し、うち 8 割は貨物自動車の運転者が被災しています。

筑西監督署管内では、いち早く荷主団体、陸運事業者の両者における共同宣言を締結しており、その関係を継続的に持続、広げていくために「共同宣言連絡協議会」を開催しています。

平成 23 年度から始まった「共同宣言連絡協議会」も今回で 4 回目となり、平成 27 年度は以下の活動を重点として推進していくこととなりましたので、荷主等事業者の皆様におかれましては、共同宣言の趣旨をご理解いただき、以下に留意の上、ご協力をお願いいたします。

平成 27 年度の重点実施事項

- ・ 荷主等と陸運事業者で組織する「安全衛生協議組織」を設置する。
- ・ 設置した「安全衛生協議組織」において、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に沿った事項を検討する。



平成 26 年度 共同宣言連絡協議会（第 4 回）は去る 2 月 24 日、筑西監督署の会議室で開催されました。